

# 県営住宅に入居を希望される方へ

徳島市かちどき橋 1 丁目 41  
徳島県林業センター 2 階  
徳島県住宅供給公社  
電話 088-653-6666

## 県営住宅とは

公営住宅法の規定に基づいて、所得の少ない、住宅に困窮しておられる方々に、低廉な家賃で住宅を提供しようとするものです。

## 入居申込ができる資格は

- 同居する親族（内縁関係にある方及び婚約者を含む）がいること。  
※ 60才以上の方（経過措置として、昭和31年4月1日以前に生まれた方も対象とします。）、身体障害者、精神障害者、知的障害者、DV被害者（配偶者からの暴力被害者）、生活保護を受けている方等は、居室数が2室以下の住宅に限って単身でも申し込みできます。（身体障害については、当該手帳により1～4級までの方）  
なお、常時介護を必要とする方は、居宅において常時介護を受けることができる支援体制のある方に限ります。  
※ 婚約者の場合は、入居を指定した日から3ヶ月以内に結婚し、同居できる方である場合に申し込みできます。
- 現に住宅に困窮していること。
- 収入が法令で定められた基準内であること。→ **収入基準**
- 申込者及び同居する親族が、暴力団員でないこと。

## 入居者募集の方法

- 入居申込資格を、受付時に審査します。必要な書類が不備な場合は受付できません。
- 同一の募集に複数の申込があった場合は、原則として抽選により当選者を決定します。  
ただし、優先枠の募集には、選考により当選者を決定します。  
当選決定後、必要な書類を提出していただき、内容を審査した上で入居を許可します。
- 不正な申請が発見された場合は、当選資格又は入居許可を取り消します。  
申込み後、入居までに同居親族が変更（出生、死亡を除く）、又は婚約者が変わった場合は、その申込みを無効とします。改めて申し込んでください。
- 家族を不自然に分離した申請は、受付できません。

## 入居申込に必要な書類

- 県営住宅入居申込書（県が指定する書式による）
- 収入を証する書類  
※ 家族で収入のある方全員の書類が必要です。
  - 給与所得者 源泉徴収票（中途転職者の方については県が指定する書式の給与支給明細書）
  - 事業所得者 市町村長発行の前年中の所得証明書
  - 年金受給者 受給している年金振込通知書又は前年中の公的年金等の源泉徴収票
- 婚約中の方は、婚約証明書（県が指定する書式による）

## 決定後、必要な書類

- 1 請書（連帯保証人2名が連署したもの。保証人の印鑑証明書、所得証明書が必要です。）
  - ※ 連帯保証人のうち1人は、現に県内に居住している方が必要です。
  - ※ 高齢者世帯であり、かつ、身寄り等が少ないため、努力したにもかかわらず連帯保証人を2名確保することが困難と認められる場合は、連帯保証人を1名にすることができます。
- 2 市町村長発行の前年中の所得証明書
- 3 入居される方全員の住民票
- 4 その他、県が指定する書類

## 家賃は

部屋ごとに、収入によって、それぞれ家賃が異なります。

- 1 所得月額が、どの収入区分に属するか、確認してください。

$$\text{所得月額} = \frac{\text{年間所得金額} - \text{諸控除額}}{12}$$

### 収入区分

	収入区分	所得月額
一般階層	1	10万4千円以下
	2	10万4千円を超え12万3千円以下
	3	12万3千円を超え13万9千円以下
	4	13万9千円を超え15万8千円以下
裁量階層	5	15万8千円を超え18万6千円以下
	6	18万6千円を超え21万4千円以下

- 2 入居を希望する部屋ごとに、収入区分別の家賃をご覧ください。
  - ※ 不正な申請が発見された場合は、当選資格又は入居許可を取り消します。
- 3 入居後は、入居者の収入の変動に対応できるように毎年、収入を申告していただき、法令により定められた計算方法で翌年度の家賃を算定します。なお、申告しない場合は民間並の高い家賃になりますから、ご注意ください。

## 裁量階層とは —— 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯

- ① 高齢者世帯  
入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18才未満である場合（経過措置として、昭和31年4月1日以前に生まれた方も対象とします。）
- ② 障害者世帯  
入居者又は同居者が、障害者・戦傷病者・被爆者・引揚者等である場合
- ③ 子育て世帯  
同居者に中学生までの子どものいる世帯

**収入基準：所得月額が15万8千円以下であること**  
(裁量階層は21万4千円以下)

$$\text{所得月額} = \frac{(\text{A}) \text{年間所得金額} - (\text{B}) \text{諸控除額}}{12}$$

(A) 年間所得金額

- 給与所得 …… 給与所得控除後の金額 (給与総収入額 - 所得控除額)
- 事業所得 …… 事業所得金額 (事業総収入金額 - 事業必要経費)
- 年金所得 …… 雑所得金額 (年金等総収入金額 - 公的年金等控除額)

※ 所得金額の算定は、所得税法と同様です。

※ 所得者が2人以上いる場合は、それぞれに求めた年間所得金額を合計した額です。

(B) 諸 控 除 額

控 除 名	控 除 対 象 者	控 除 額
① 同居親族控除	同居している家族のうち入居名義人以外の人	1人につき38万円
② 扶養親族控除	同居家族には入っていないが、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている人 (保険証等で確認します)	1人につき38万円
③ 老人扶養親族控除	扶養親族のうち70歳以上の人	1人につき10万円
④ 特定扶養親族控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の人	1人につき20万円
⑤ 障害者控除	本人、配偶者、扶養親族及び同居者で心身障害者等であり、手帳等を交付されている人 (手帳等で確認します)	1人につき27万円
⑥ 特別障害者控除	⑤のうち重度の障害 (1～2級程度) の人 (手帳等で確認します)	1人につき40万円
⑦ 寡婦控除	夫と死別し又は離婚 (扶養者がいること) したのち婚姻していないか、夫の生死が不明の人 (64歳以下の人)	その人の所得から27万円を限度に控除
⑧ 寡夫控除	妻と死別し又は離婚したのち婚姻していないか、妻の生死が不明で子供を扶養している人 (64歳以下の人)	その人の所得から27万円を限度に控除

(年齢は、県が入居を指定する日現在の満年齢です。)

## 収入基準上限額早見表（給与所得者が1人である場合の年間総収入）

{源泉徴収票では支払い金額欄} 下段の（ ）は月収、単位：円

区分	収入基準	扶 養 親 族 人 数				
		0人	1人	2人	3人	4人
一般階層	15万8千円 以下	2,967,999 (247,333)	3,511,999 (292,666)	3,995,999 (332,999)	4,471,999 (372,666)	4,947,999 (412,333)
裁量階層	21万4千円 以下	3,887,999 (323,999)	4,363,999 (363,999)	4,835,999 (402,999)	5,311,999 (442,666)	5,787,999 (482,333)

※ 同居及び扶養親族の控除以外には、各種の控除がない場合の例です。

## 県営住宅入居希望の皆さんへ

### ・駐車場所の確保について

県営住宅の団地内には、自動車の駐車スペースが少ないため、大部分の団地では、車庫証明書を交付していません。

車庫法に基づき、自動車を保有されている方については、団地周辺（2km以内）で、駐車場所を各自で確保していただく必要がありますので、ご承知おきください。

なお、下記の団地については、原則一戸に1台を限度に車庫証明書を交付しております。

#### 記

車庫証明書を交付している団地（自治会で承認している車輛についてのみ交付）

南二軒屋一の坪、末広南、名東町、中島田町、藍住幸島、小松島、金沢、地蔵橋、北島、竜王、中吉野町、矢三野神本、城東町、北島田町、西須賀町、万代町、松茂、南二軒屋神成、津田4丁目、松茂東、竜王西、下助任町、松茂西、羽ノ浦春日野、石井曾我、末広西、阿南、鳴門高島、昭和町8丁目、北前川町、国府、鴨島呉郷、新築新浜町、矢三高見、津田乾開、名東（東）

### ・犬猫等のペットの飼育禁止について

県営住宅は共同生活の場であり、犬猫等が嫌いな方も多数居住されております。

お互いの生活を尊重し、協力して生活していただくため、県営住宅での犬猫等の飼育は禁止しております。

住みよい環境づくりにご協力いただき、入居後は、犬猫等他人に迷惑になる動物は飼育しないで下さい。